

## 「(仮称) ふじさわ男女共同参画プラン 2030」の策定について

## 1 経過・目的

「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」は、2011年（平成23年）3月に、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現を目指し、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として策定されました。

この計画は、2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、2016年（平成28年）3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行いました。

今回、目標年次が終了することに伴い、これまでのPDCAサイクルによる進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」〔2019年（平成31年）3月〕などを踏まえ、向こう10年間を目標年次とする計画の策定を行うものです。

## 2 全体のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成	(現状と課題、方向性の確認)		(素案)	(中間案)		(最終案作成)				(成果品の作成)		
パブリックコメント							(実施)	(反映)				(公表)
プラン推進協議会		● 委嘱		●			●	●		●		
庁内検討会議							中間とりまとめ		最終とりまとめ			
①男女共同参画推進会議				●			●			●		
②男女共同参画推進会議幹事会	●											
市議会への報告									● 中間報告		● 最終報告	

※スケジュールについては、現時点での予定であり、状況により多少前後することがあります。

## 3 策定の視点

現計画に掲げている課題や施策の方向性について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の理念に基づき、「固定的性別役割分担意識の解消による、人権を尊重したジェンダー\*平等の実現」「さらなるワーク・ライフ・バランスの実現による女性の活躍推進」「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する支援」「さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進」といった視点から策定を行います。

他方、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の制定〔2001年(平成13年)〕を受け、2007年(平成19年)には、これらの施策実施に関する基本的計画の策定が市町村の努力義務とされました。本市では、2013年(平成25年)3月に「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の別冊として位置づけていますが、今回の策定においては、これを本体の計画に盛り込むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出の自粛がDV・虐待の増加につながるなど、新たな社会的課題が生じていることなども踏まえ、総合的かつきめ細やかで切れ目のない支援へつなげることを目指しています。

\* ジェンダー：生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。ジェンダー平等とは誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられること。SDGs(持続可能な開発目標)における17項目の一つとしても「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。

#### 4 策定の手法

計画の策定を行うに際しては、市民、事業者や学識経験者等で構成される「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」での審議に諮るとともに、計画に掲げる施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、関係各課で構成される庁内検討会議を通じ、そこでの議論を踏まえた素案の作成を行います。素案に対するパブリックコメントによる意見集約等及び「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」でのとりまとめを踏まえ、最終案を作成します。

なお、計画の見直しに関する市議会への対応については、令和2年12月定例会(中間報告)及び令和3年2月定例会(最終報告)を予定しています。

以 上

(事務担当 企画政策部人権男女共同平和課)